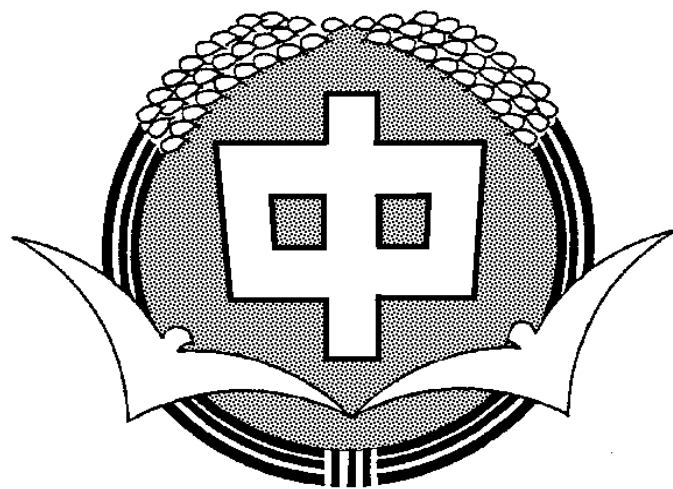


川越市立野田中学校  
いじめ防止のための基本的な方針



令和5年4月

川越市立野田中学校

## 目 次

はじめに

### I いじめ防止のための基本方針

- 1 いじめ防止に対する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめを認知する際の方針
- 4 いじめの未然防止に関する指針
- 5 いじめの早期発見に関する指針
- 6 いじめへの対応に関する指針
- 7 いじめの解消に関する内容
- 8 保護者・地域との連携
- 9 重大事項への対処
- 10 その他の留意事項
- 11 関係機関との連携

いじめ防止年間計画

はじめに

いじめの未然防止には、自他の存在を認め、お互いの人格を尊重し合う生徒の育成が重要であり、いじめが発生した際には、その解決に向けて、適切な対応が必要である。そこでこの方針を本校職員が理解するとともに、保護者等に概要版を示すことで関係する皆様方の協力を得て、生徒の健全育成を図るものである。

本校では、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改定）や「川越市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、平成30年度に「川越市立野田中学校いじめ防止のための基本的な方針」の見直しを行い、次のように取りまとめた。

## I いじめ防止のための基本方針

### 1 いじめ防止に対する基本理念

- 全生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめ防止の対策を強化する。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、あらゆる教育活動を通して全ての生徒に、いじめを「しない・させない・見逃さない」心を育てる。
- 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめを受けている生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

- (1)朝の会や帰りの会、道徳の時間、総合的な学習の時間、特別活動などを中心に、すべての教育活動においていじめの問題について触れ、生徒にいじめを絶対に許さない心を育てる。
- (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、生徒からのいじめのサイン等の情報を、教職員が朝の打ち合わせや職員会議などを積極的に利用し、できるだけ早く共有し、見逃さないようにする。
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して、「思いやりの心」を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。
- (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、全職員が日頃より職員室で教員同士が積極的な情報交換を行う。
- (5) いじめが発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている生徒を絶対に守り通すとともに、いじめている生徒には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、その生徒と野田中学校で一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となったその生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) SNS等のインターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### 3 いじめを認知する際の方針

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けている生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織（臨時学年会・職員会議・生徒指導部会・教育相談部会・学校いじめ対策委員会等）をもって行う。
- (2) 休み時間等のけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査・事実確認を行い、いじめを受けている生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを必ず、複数の教職員で判断する。
- (3) いじめを受けている生徒の中には、自分がいじめを受けているという自覚がない場合があるが、いじめアンケートや教育相談アンケート、二者面談などの聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの事実確認には、当該生徒の保護者と連絡を取り合ってすすめる。その際、被害生徒の保護者への報告・事実確認は担任など複数の教職員による家庭訪問を原則とする。

### 4 いじめの未然防止に関する指針

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的・積極的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 朝の会や帰りの会、道徳の時間、総合的な学習の時間、特別活動などを中心に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする生徒の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 生徒がいじめとは何かについて考えたものや他者とのあたたかな関わりがあった経験などの具体的なエピソードとともに、職員玄関前のホール・各教室階の廊下などを積極的に活用し、目につく場所に掲示し、生徒と教職員が日常からいじめについての認識を共有できるようにする。
- (4) 道徳教育や言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。  
また、生徒が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わってくることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたい分かる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが主体的に活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人ひとりの生徒の個性等への理解を深め、生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会をさまざまな場面で提供する。
- (7) 道徳の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。
- (8) 学習面及びいじめの対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、近隣の小学校（泉小学校、大東東小学校、大塚小学校）との連携を一層推進する。
- (9) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、普段から情報交換を行い、複数の教職員で対応できるような体制を整える。

## 5 いじめの早期発見に関する指針

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを認知する。

- (1) 日常的な生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、教職員同士で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 教育相談アンケートや定期的な二者面談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノート（心のあゆみや S メールなど）や個人面談、家庭訪問の機会を有効に活用し、日頃から生徒の様子を把握し、言動にも気を配る。
- (4) Q—U などの教育心理テストを活用し、生徒の心理的な状況把握に努める。
- (5) 家庭訪問と保護者アンケート等の調査を行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (6) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (7) SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒同士の会話に注意し、生徒の変化を見逃さず、いじめの実態を掴む。

## 6 いじめへの対応に関する指針

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに担任（部活動顧問）・学年主任・生徒指導主任・管理職などに報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会（担任（もしくは部活動顧問）・学年職員・生徒指導主任・管理職）は組織として、協議・対応する。その際、いじめを受けている生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で指導をする。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめに係わる情報や対応の経緯等については、生徒ごとに担任（もしくは部活動顧問）や生徒指導担当がすべて記録し、生徒指導部会・教育相談部会等で情報の共有化を図る。

いじめを受けている生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。例えば好意から行った行為が相手側を傷つけたが、すぐにいじめをした生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対処も可能とする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会へ報告する。

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法 2 3 条第 1 項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに十分留意する。

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、なるべく複数の教職員で傾聴する。
- ③ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は、直ちに管理職・学年職員等に報告し、情報を共有する。
- ⑤ 早期に学校いじめ対策委員会で協議し、関係生徒から事情を聴き取る等、学校いじめ防止のための基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に、学校いじめ対策委員会などにおいて組織的に判断する。

- ⑥ 校長は、教育委員会に聞き取りの結果を報告するとともに、担任（または部活動顧問）もしくは学年主任がいじめを受けている生徒及びいじめをしている生徒の保護者に連絡する。必要があれば、複数の教員で家庭訪問などを行い、迅速で丁寧な対応を心がける。
- ⑦ 指導が困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがあると、管理職および複数の教職員で判断した際は、管理職を通じて所轄警察署と連携して対処する。
- (2) いじめを受けている生徒及びその保護者への支援
  - ① いじめを受けている生徒から、担任および学年職員、部活動顧問などが事実関係の聴取を原則として複数の教員で行う。家庭訪問等により、いじめを受けている生徒の保護者に事実関係を伝える。
  - ② いじめを受けている生徒の安全の確保を最優先にする。
  - ③ いじめを受けている生徒に寄り添い、支えることのできる支援体制をつくる。
  - ④ 状況に応じて、いじめをしている生徒を別室で指導することで、いじめを受けている生徒の安全確保に努める。
  - ⑤ 必要に応じて、いじめを受けている生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
  - ⑥ 解決したと思われる場合も含め、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。
- (3) いじめをしている生徒への指導及びその保護者への助言
  - ① いじめをしている生徒から、事実関係の聴き取りを担当および学年職員、部活動顧問などが原則として複数で行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
  - ② 担任もしくは学年職員が迅速に保護者に連絡し、聞き取り調査の結果に対する保護者の理解や納得を得た上、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
  - ③ いじめをしている生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - ④ いじめをしている生徒に対する成長支援の観点から、当該生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
  - ⑤ 個々の状況に応じて、警察との連携による指導・対応も場合によっては行う。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
  - ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
  - ② 誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
  - ③ すべての教育活動を通じて、生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (5) インターネット上のいじめへの対応
  - ① 計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を計画的に行う。
  - ② インターネット上の不適切な書き込み等については、情報が入り次第、事実確認を行い、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除させる対応をとる。
  - ③ 保存・記録などを含め、必要に応じて、警察等と連携して対応する。
  - ④ ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
  - ⑤ インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。

- ⑥ SNS を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育を推進するとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

## 7 いじめの解消に関する内容

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。

- ① 相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② いじめ行為の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定する。
- ③ 相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の生徒の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

### (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係生徒の人間関係等について、担任および複数の職員が日常的に注意深く見守る。

## 8 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を行う。

### (1) 相談窓口の周知

- ① 相談窓口広報リーフレット等の配付による、相談窓口の周知を行う。
- ② スクールカウンセラーやさわやか相談員による相談活動の積極的な活用を図るための生徒及び保護者への周知（相談日の案内等）を行う。

### (2) 情報モラルの啓発

- ① 家庭教育学級等における啓発を行う。
- ② 情報化、情報モラルに係る研修会への保護者の参加の呼びかけを行う。
- ③ 保護者会・学校だより等による啓発を行う。

### (3) いじめ未然防止の広報啓発

- ① いじめの未然防止のためのスローガン等による、いじめ未然防止の啓発を行う。
- ② 新入生説明会を活用した、就学前の児童（小学校6年生）の保護者に対するいじめの未然防止に係る啓発を行う。

### (4) 本方針やいじめに対する取組の周知

- ① 学校評議員会や民生児童委員等との連絡協議会等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、本方針に基づくいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。
- ② 川越市立野田中学校いじめ防止のための基本的な方針の概要については、本校のホームページへ掲載するとともに、その他の方法により、年度当初等に保護者や地域住民に積極的に周知を図る。

### (5) 学校評価による取組の検証

問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目

標に対する具体的な取組状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。  
取組状況等の検証については、いじめ対策委員会が行う。

## 9 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、校長による教育委員会への報告や担任および学年職員による保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより、生徒に次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合とする。

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた場合
- ⑥ その他校長や教育委員会がみとめるもの

- ・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校いじめ対策委員会、管理職の判断により、迅速に調査に着手する。
- ・生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ・生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、校長は教育委員会へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるか教育委員会になるのかを校長が確認する。

(3) 重大事態の調査について

- ① 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。
- ② 調査組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて関係機関と連携して構成員に含める。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者を除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にし、担任もしくは部活動顧問もしくは学年職員が記録する。

(4) いじめを受けている生徒からの聴き取りが可能な場合

- ① 事実関係の確認とともに、いじめをしている生徒への指導を行い、いじめを止めさせる。
- ② いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を行う。
- ③ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(5) いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ① 当該生徒の入院や死亡など、直接聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・



意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。

- ② 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等とする。

#### (自殺の背景調査における注意事項 WHO 世界保健機関による自殺報道の提言に基づく)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめが要因として疑われる場合の調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その調査のあり方等については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考にする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
  - ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
  - ③ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
  - ④ 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する指針について、できる限り遺族と合意しておく。
  - ⑤ 調査を行う組織については、学校においてはいじめ対策委員会を、教育委員会においては対策委員会を基に、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（スクールソーシャルワーカー等）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
  - ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
  - ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
  - ⑧ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
  - ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要である。
- (6) 調査結果の提供
- ① 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
  - ② いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ頃から、誰から、どのような様態であったか、学校・教職員がどのように対応したか等）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
  - ③ これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

- ④ アンケートによる調査については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その趣旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ⑤ 学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(7) 調査結果の報告

- ① 調査結果については、校長は教育委員会に報告する。
- ② 上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて校長が市長に送付する。

(8) 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

10 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ① 校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ② 「学校いじめ対策委員会」の構成員については、担任（もしくは部活動顧問）・学年職員・管理職・生徒指導主任を中心に、必要に応じて、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等を含むものとする。
- ③ 「学校いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ④ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ⑤ いじめ防止のための基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

(2) 校内研修の充実

全ての教職員がいじめ対策推進法の内容を理解し、野田中学校いじめ防止年間計画に基づき、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員のカウンセリング能力等の向上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する対応の校内研修の充実を図る。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教職員の自己評価

- ① 学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ② 教職員の自己評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

(5) 地域や家庭との連携について

野田中学校いじめ防止のための基本的な方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

## 1.1 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

### (1) 警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会への情報提供
- ・埼玉県警察本部との連携による、保護者への啓発

### (2) 児童相談所、市関係部局及び法務局との連携

- ・川越児童相談所、市福祉部局、法務局との連携
- ・市こども未来部、川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会との連携